

私立高等学校等の授業料や授業料以外の教育費負担を
軽減する制度があります。返済は不要です。

授業料等

【就学支援金制度(国の制度)】

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。

対象校	私立の「高等学校」「専修学校(高等課程設置学校)」等		
対象世帯・ 支給額	対象世帯区分		支給額(月額) ※3
	市町民税所得割額※1	世帯年収の目安※2	
	非課税	約250万円未満	24,750円
	51,300円未満	約250万円～約350万円	19,800円
	154,500円未満	約350万円～約590万円	14,850円
	304,200円未満	約590万円～約910万円	9,900円
304,200円以上	約910万円以上	対象外	

【授業料等軽減制度(広島県の制度)】※4

就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料等を軽減する制度です。県の助成により、学校が授業料等を軽減します。

対象校	県内の私立の「高等学校(株式会社立を除く)」「専修学校(修業年限3年の高等課程設置学校)」等			
対象世帯・ 軽減額	対象世帯区分		軽減額	
	市町民税所得割額	世帯年収の目安※2	授業料等※5	入学時納入金
	非課税	約250万円未満	全額	27,000円
51,300円未満	約250万円～約350万円	2/3	27,000円	

- ※1 支給・軽減の審査は、保護者等全員の市町民税所得割額(年額)等に基づき行います。
- ※2 年収の目安は、保護者のうちどちらか一方が働き、子どもが高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯をモデルとした場合です。
- ※3 通信制高校等で、単位あたりの授業料を設定している場合は、支給額が異なります。
- ※4 学校の所在する都道府県により制度が異なります。
- ※5 授業料及び施設整備費・実習費など実質的に授業料に相当する費用が助成対象となります。(助成対象となる授業料等の上限額は、月額5万円です。)

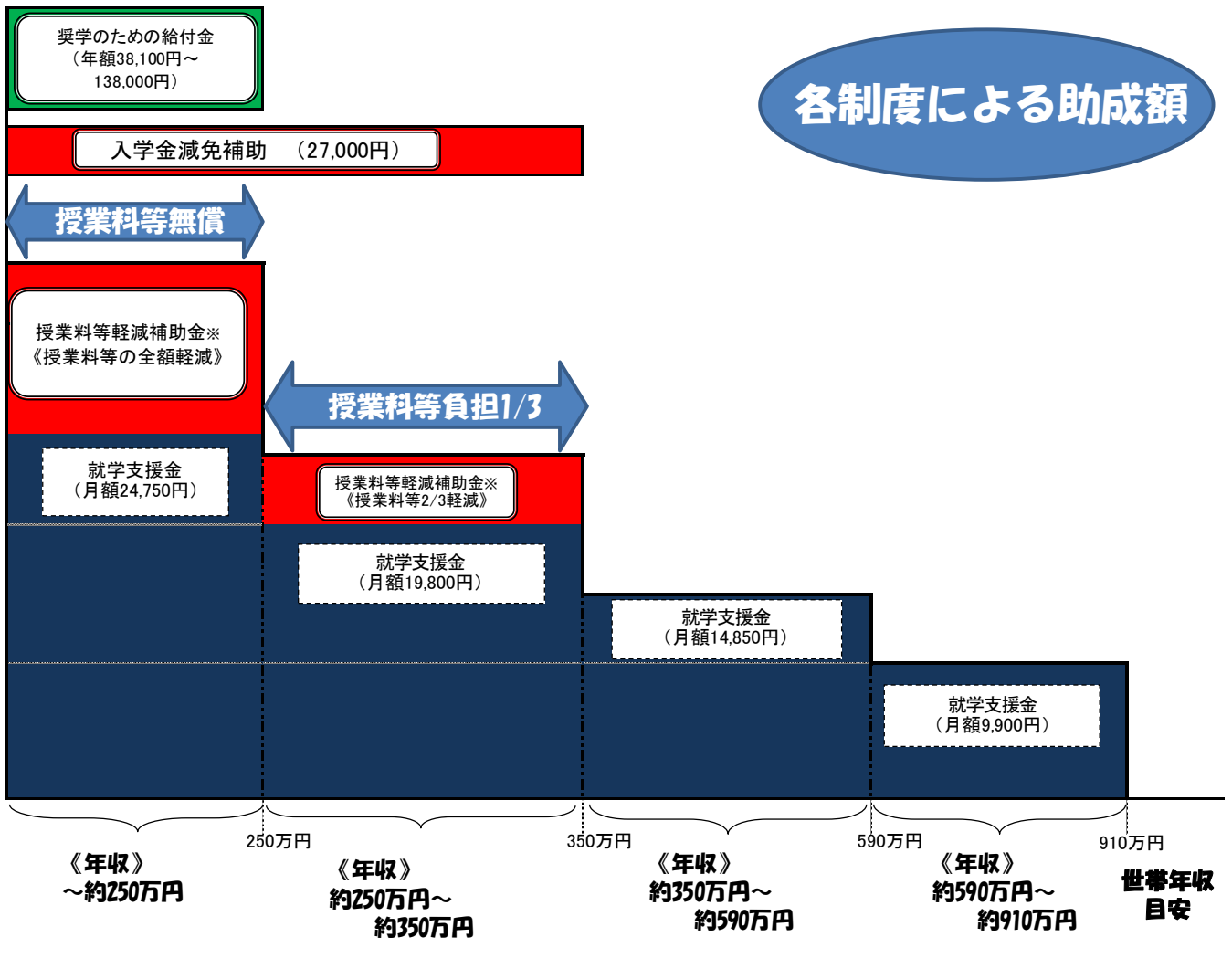
授業料以外

【奨学のための給付金制度(広島県の制度)】

教科書費、生徒会費等の授業料以外の教育費を軽減する制度です。保護者等に対して支給します。

対象者	「就学支援金」を受給している生徒の保護者(広島県内在住者に限る)のうち、 生業扶助受給世帯または市町民税所得割額非課税世帯に属する者			
給付額	世帯区分	学科区分	世帯構成区分	給付額(年額)
	生業扶助受給世帯			52,600円
	保護者等全員の市町民税所得割額が非課税である世帯(生業扶助受給世帯を除く)	通信制以外	15歳以上(中学生を除く) 23歳未満の扶養されている 兄弟がいる場合	138,000円
			その他	39,800円
通信制			38,100円	

各制度による助成額



※ 年収の目安は、保護者のうちどちらか一方が働き、子どもが高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯をモデルとした場合です。

<各制度の申請手続きについて>

入学が決まってから私立高等学校等から申請手続きについて案内がありますので、案内に従って手続きを行ってください。

なお、申請がない場合は、支給等が受けられません。

<各制度の詳細を知りたい場合は>

広島県ホームページを御覧いただくか、進学予定(希望)の学校または広島県環境県民局学事課に直接お問合せください。

【広島県ホームページアドレス】

就学支援金・授業料等軽減 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/jugyouryoukeigen.html>

奨学のための給付金 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/kyuhu-for-syogaku.html>

【広島県環境県民局学事課お問合せ先】

電話番号（ダイヤルイン） 082-513-2758